

(別添)

退職職員に対する税理士業務の制限について

(税理士法第 42 条に関する運用上の留意事項)

序 文

職員が退職時の地位や縁故を利用して退職後の顧客等の開拓を図るなどといったことは、税理士業界の秩序に少なからぬ混乱を招くほか、本人の在職中の公務の執行について社会一般から無用の疑念を持たれかねないこと、ひいては税務行政に対する国民、納税者の信頼を損ないかねないことから厳に慎むべき行為である。

この「総務課情報」は、上述の(元)公務員として当然に慎むべき行為とは別に、特に退職後に税理士となる者においては税理士法第 42 条《業務の制限》の規定についても十分に注意する必要があることを注意喚起し、当庁における運用上の取扱いを解説するものである。

目 次

	(頁)
1 制度の概要	1
2 法第 42 条の趣旨	2
3 法第 42 条の適用対象者	2
4 制限の対象となる税理士業務	2
5 税理士業務の制限期間	4
6 「離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について	4
7 社員税理士等に対する取扱い	5
8 国税庁長官の承認	5
9 法第 42 条の業務制限の基本的な範囲	7
○ 参考法令等	8

<省略用語例>

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等又は職名等を示す。

法	税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）
令	税理士法施行令（昭和 26 年政令第 216 号）
規	税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）
通	税理士法基本通達（平成 14 年 3 月 26 日付官総 6－11 ほか 1 課共同）
告示	財務省告示第 104 号（平成 20 年 3 月 31 日）
局	国税局及び沖縄国税事務所
署	税務署
統括徴収官	統括国税徴収官
統括調査官	統括国税調査官

(業務の制限)

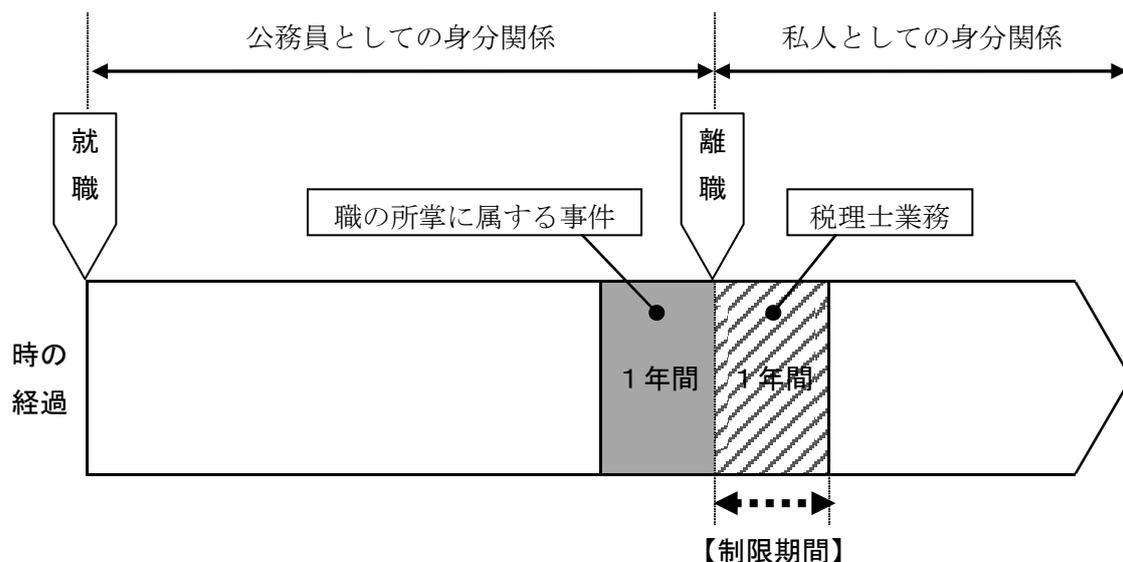
第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制度の概要

退職した税務職員（以下「退職職員」という。）が税理士となった場合には、法第42条《業務の制限》の規定により、離職前1年内の職の所掌に属すべき納税者に係る案件に対しては、離職後1年間について税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成及び③税務相談）を行うことが制限されている。

なお、法第42条の違反者には、税理士法上の懲戒処分（①1年以内の税理士業務の停止又は②税理士業務の禁止）や、罰則規定（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用される（法44、46、60一、告示Ⅱ・第1・2(6)）。

〔参考〕法第42条の適用関係図



2 法第 42 条の趣旨

税務職員を退職して税理士となった者が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るといったことがある場合には、税理士業界内部の秩序に少なからざる混乱を招くことが懸念されるほか、税務官公署（税関官署を除き、国税不服審判所を含む。以下同じ。）に在職中における公務の執行についてそれが公正に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑をもたれないとも限らない。

一方、税理士業務といえども、納税義務の適正な実現という観点からの制約は別として、やはり一の職業であるのであるから、厳正に公務を執行してきた退職職員に対して余りに厳しい制限を設けることは適当でない。

このような趣旨から、離職後 1 年間に限って税理士業務を制限することとされたものである。

なお、懲戒免職となった税務職員に対しては、税理士試験の免除要件を備えていても処分の日から 3 年間は税理士となる資格を有しないこととされている（法 4 八）。

3 法第 42 条の適用対象者

法第 42 条は、「国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたもの」と規定していることから、国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署の退職職員のほか、国税不服審判所（支部を含む。）及び税務大学校（地方研修所を含む。）の退職職員で税理士となった者も対象となる。

また、退職職員の退職時における地位に関係なく、再任用職員や一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき採用された任期付職員で退職して税理士となった退職職員も、法第 42 条の適用対象者に該当する。

なお、再任用職員にあつては、法第 42 条に規定する「離職前 1 年内」は、定年退職前ではなく、再任用終了前の 1 年間で判定する。

4 制限の対象となる税理士業務

税理士業務とは、租税に関し、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事務を行うことを業とする場合の当該事務（次の（1）から（3）に掲げる事務）をいう（法 2 ①）。この場合、「業とする」とは、同項各号に掲げる事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとする（通 2-1）。

なお、「租税」のうち、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税、並びに地方税法に規定する法定外普通税及び法定外目的税は、税理士業務の範囲から除くものとされている（法 2 ①、令 1）。

（1）税務代理

「税務代理」とは、税務官公署に対する申告等につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう（法 2 ①一）。

なお、「税務代理」には、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することが含まれる（通 2-3）。

- (注) 1 「申告等」とは、税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除く。）をいう（法 2 ①一）。
- 2 「代理」とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事項を行うことをいい、同号に規定する「代行」には、事実の解明、陳述等の事実行為を含むものとする（通 2-4）。

(2) 税務書類の作成

「税務書類の作成」とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代わる電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう（法 2 ①二）。

- (注) 1 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう（法 2 ①二）。
- 2 「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする（通 2-5）。

(3) 税務相談

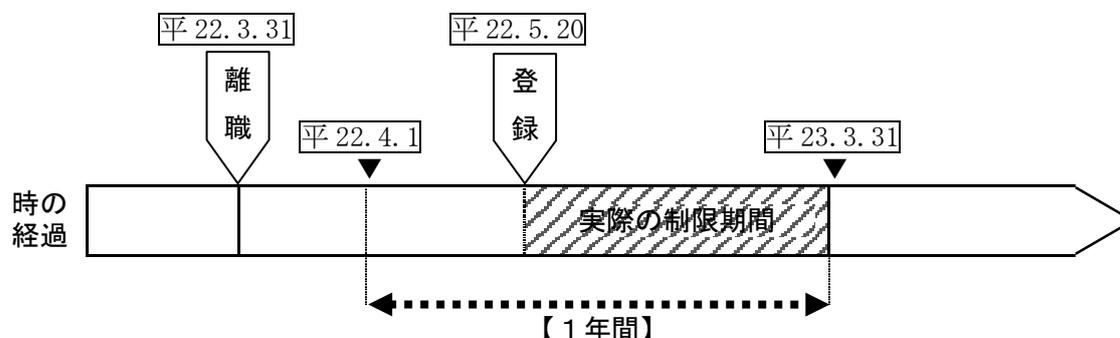
「税務相談」とは、税務官公署に対する申告等、上記（1）の主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう（法 2 ①三）。

- (注) 1 「課税標準等」とは、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 2 条第 6 号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう（法 2 ①三）。
- 2 「相談に応ずる」とは、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする（通 2-6）。

5 税理士業務の制限期間

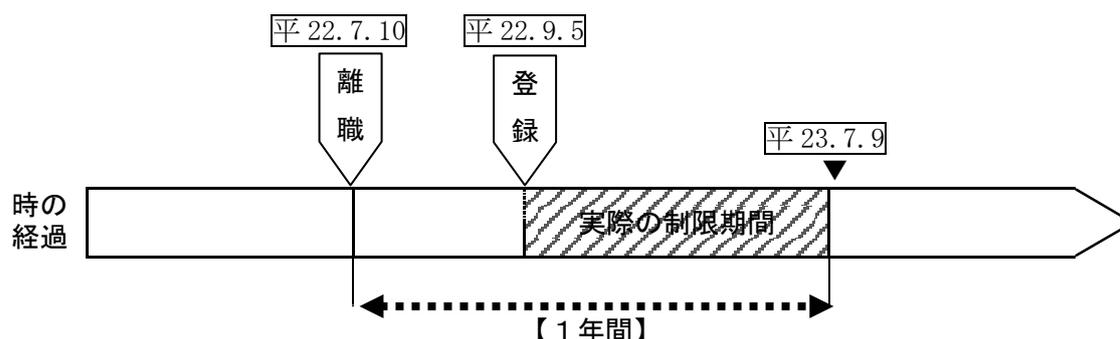
退職職員が税理士となった場合は、離職後1年間について税理士業務が制限されることとなるが（法42）、この「1年間」は定年退職であるか否かにより以下のように取り扱われる。

（1）平成22年3月31日に定年退職し、同年5月20日に税理士登録した場合



（注）平成22年3月31日の翌日から起算する。

（2）平成22年7月10日の定期異動期に退職し、同年9月5日に税理士登録した場合



（注）平成22年7月10日の午前零時から起算する。

6 「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について

税理士業務が制限されるのは、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」に限られるのであるが、その判定に当たっては次のように取り扱われる。

（1）「職の所掌」の範囲

法第42条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令の定めるところによるものとし、また、分掌すべき事務が訓令等により定められている場合には、当該訓令等によって判断するものとする（通42-1）。

なお、具体的には、調査選定や進行管理など特定の事件について判断、指示又は決定等を行い得る権限の有無によって、「職の所掌」に属しているか否かを判定する。

(2) 「所掌に属すべき」の意義

法第 42 条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が退職職員で税理士となった者の離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいうものとする（通 42-2）。

「離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属している」とは、例えば、退職職員で税理士となった者が、その離職前 1 年以内に調査を行った納税者から税理士業務の委嘱を受ける場合などが該当する。

また、「依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれる」とは、例えば、署長を退職して税理士となった者が、その離職後 1 年の間に、退職した署の管内に転入することを予定している納税者から税理士業務の委嘱を受ける場合などが該当する。具体的には、次のような事実関係にある場合は、これに該当するものと考えられる。

《事実関係》

- ・平成 22 年 7 月 10 日 退職職員 A が、B 署署長を退職
- ・平成 22 年 9 月 5 日 退職職員 A が、税理士登録
- ・平成 23 年 2 月 1 日 納税者 C が、退職職員 A に確定申告書の作成を依頼
- ・平成 23 年 3 月 10 日 納税者 C が、B 署管内に建築した店舗兼自宅に転居

(3) 「事件」の判定

法第 42 条に規定する「事件」とは、法第 2 条に規定する租税の課税標準等の調査（犯則取締り及び不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする（通 42-3）。

したがって、実務上は、退職職員の離職前 1 年以内において調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断をする対象となり得る納税者に係る案件が、法第 42 条に規定する「事件」（以下「調査等案件」という。）に該当する。

なお、調査等案件に該当するか否かの判定は、納税者に係る案件ごとに行うものとし、年分や事業年度で行うものではないことに留意する。

7 社員税理士等に対する取扱い

法第 42 条の規定に抵触する事件については、①税理士法人に従事する社員税理士や補助税理士、又は②税理士事務所（開業税理士）に従事する補助税理士は、その従事する税理士法人又は開業税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできない（通 42-5）。

8 国税庁長官の承認

次の①から③のいずれかに該当し、国税庁長官の承認を受けた退職職員は、税理士業務の制限が解除される（法 42 但書、通 42-4）。なお、この国税庁長官の承認を受けようとする者は、所定の申請書とその者が登録を受けた税理士事務所の所在地の所轄税務署長を経由して提出しなければならない（規 20）。

- ① 申請者の税理士事務所の所在する地方における税理士数が過少であること等の事情があり、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るために承認を与える必要があると認められる場合
- ② 申請者が離職前1年以内に勤務した税務官公署の所在地から遠隔の地に税理士事務所を設けたこと、申請者が離職前1年以内においてその税理士事務所の所在地を管轄する税務官公署において租税の課税標準等の調査、徴収等に関する事務に従事していた期間が短期間であったこと等の事情があり、申請者の在職中の地位、期間、経歴、品行等に照らして、申請者と個々の依頼者との間に不当な情実関係の生ずるおそれがないと認められる場合
- ③ ①及び②に掲げる場合のほか、具体的事情を総合的に勘案し、納税者の便宜を図るために承認を与えることが適当であり、かつ、承認を与えても特に弊害がないと認められる場合

(注) 昭和31年に法第42条の但書が設けられて以来、平成22年3月末までに国税庁長官の承認を受けた件数は6件であり、昭和51年以降承認事例はない。

9 法第 42 条の業務制限の基本的な範囲

	部門等	職名	調査等案件に係る納税者
署		署長	署所管の全納税者
		副署長	所掌事務に関する署所管の全納税者（※単独署の場合は、署所管の全納税者）
	総務課	全職員	なし（※総務課制署を除く。）
	管理運営部門	第 1 部門の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の全納税者
		上記以外の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の納税者のうち所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	徴収部門	第 1 部門の統括徴収官	徴収部門において所掌している署所管の全納税者
		上記以外の統括徴収官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	個人課税部門	第 1 部門の統括調査官	署所管の全個人納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	法人課税部門	第 1 部門の統括調査官	署所管の全法人納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	資産課税部門	第 1 部門の統括調査官	資産課税部門において所掌している署所管の全納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
局		局長	局所管の全納税者
	総務部	全職員	なし
	上記以外の各部	部長（次長）	所掌事務に関する局所管の全納税者
		課長（統括調査官等）	所属する課（部門）において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者	

- (注) 1 「総務課制署」とは、総務課長が総務事務に加えて管理運営事務及び徴収事務の管理・監督を行う署をいう。総務課制署の総務課職員は、調査等案件に係る納税者について管理運営部門及び徴収部門の職員と同様の取扱いとなる。
- 2 「上記以外の統括徴収官」及び「上記以外の統括調査官」には、当該部門に所属するこれらに準ずる職のほか、特別国税徴収官及び特別国税調査官が含まれる。
- 3 「自己が担当した納税者」には、自己が直接担当した納税者のほか、自己が指導や支援を行った調査等案件に係る納税者及び部門連携調査等で自己が参画した調査等案件に係る納税者などが含まれる。
- 4 局における「調査等案件に係る納税者」には、資料調査課の案件など、局において調査事務を実施した署所管の納税者及び調査を実施するか否かを判断した署所管の納税者が含まれる。

[参考法令等]

○ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）（抄）

（税理士の業務）

第 2 条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 13 条の 3 第 4 項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 34 条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第 1 号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 2 条第 6 号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第 48 条の 2 に規定する税理士法人をいう。次章、第 4 章及び第 5 章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

（欠格条項）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

一～七 （省略）

八 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）又は地方

公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から 3 年を経過しない者
九～十 （省略）

（懲戒の種類）

第 44 条 税理士に対する懲戒処分は、左の 3 種とする。

- 一 戒告
- 二 1 年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

（一般の懲戒）

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 42 条の規定に違反した者
- 二 第 43 条の規定に違反した者
- 三 第 45 条若しくは第 46 条又は第 48 条の 20 第 1 項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

○ 税理士法施行令（昭和 26 年政令第 216 号）（抄）

（税理士業務の対象としない租税）

第 1 条 税理士法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第 2 条第 1 項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 3 項の規定又は同法第 734 条第 5 項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第 2 条第 1 項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第 1 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 6 項若しくは第 5 条第 7 項の規定又は同法第 735 条第 2 項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。

（申告等）

第 1 条の 2 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める行為は、租税（前条に規定する租税を除く。）に関する法令又は行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為とする。

(会計に関する事務)

第1条の3 法第3条第1項及び第5条第1項第1号ニに規定する政令で定める会計に関する事務は、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）とする。

○ 税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）（抄）

(申告書等)

第1条 税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。

(登録事項)

第8条 法第18条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 (省略)

二 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める事項

イ (省略)

ロ 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者（第16条及び第18条において「補助税理士」という。）となる場合 その従事する税理士事務所の名称及び所在地又は税理士法人の名称及び所属事務所の所在地

ハ (省略)

三 (省略)

(業務制限に関する承認申請)

第20条 法第42条ただし書の規定による国税庁長官の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離職前1年以内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の所属事務所の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

○ 税理士法基本通達（平成14年3月26日付官総6-11ほか1課共同）（抄）

(税理士業務)

2-1 税理士法（以下「法」という。）第2条に規定する「税理士業務」とは、同条第1項各号に掲げる事務を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業と

する」とは、同項各号に掲げる事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその事務を遂行するために必要な限度においてこれらの事務を行う場合には、これに該当しないものとする。

(税理士業務の対象としない租税に関する事務)

2-2 法第2条第1項本文かつこ書及び税理士法施行令（以下「令」という。）第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則（以下「規則」という。）第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。

(納税等に係る税務代理)

2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。

(代理代行)

2-4 法第2条第1項第1号に規定する「代理」とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して同号に規定する事項を行うことをいい、同号に規定する「代行」には、事実の解明、陳述等の事実行為を含むものとする。

(税務書類の作成)

2-5 法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする。

(税務相談)

2-6 法第2条第1項第3号に規定する「相談に応ずる」とは、同号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする。

(税理士又は税理士法人の補助者)

2-7 法第2条第3項に規定する「補助者」とは、規則第8条第2号ロに規定する補助税理士をいうものとする。

(補助者の行う税理士業務)

2-8 法第2条第3項に規定する「補助者」は、従事する税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、自らの名において税理士業務を行うことができることに留意する。

(税理士としての登録)

18-1 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、社員税理士（税理士法人の社員である税理士をいう。以下同じ。）、補助税理士又は開業税理士（社員税理士及び補助税理士以外の税理士をいう。）のいずれか一の税理士として登録する必要があることに留意する。

(職の所掌)

42-1 法第 42 条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令又は地方公共団体の条例等の定めるところによるものとする。

(注) 分掌すべき事務が、訓令等により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。

(所掌に属すべき)

42-2 法第 42 条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となった者の離職前 1 年内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいう。

(事件)

42-3 法第 42 条に規定する「事件」とは、法第 2 条に規定する租税の課税標準等の調査（犯則取締り及び不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。

(国税庁長官の承認基準)

42-4 法第 42 条ただし書に規定する「国税庁長官の承認」は、次のいずれか一に該当するときに行うものとする。

- (1) 申請者の税理士事務所の所在する地方における税理士数が過少であること等の事情があり、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るために承認を与える必要があると認められる場合
- (2) 申請者が離職前 1 年以内に勤務した税務官公署の所在地から遠隔の地に税理士事務所を設けたこと、申請者が離職前 1 年以内においてその税理士事務所の所在地を管轄する税務官公署において租税の課税標準等の調査、徴収等に関する事務に従事していた期間が短期間であったこと等の事情があり、申請者の在職中の地位、期間、経歴、品行等に照らして、申請者と個々の依頼者との間に不当な情実関係の生ずるおそれがないと認められる場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、具体的事情を総合的に勘案し、納税者の便宜を図るために承認を与えることが適当であり、かつ、承認を与えても特に弊害がないと認められる場合

(社員税理士等に対する業務の制限)

42-5 社員税理士又は補助税理士は、法第 42 条の規定に抵触する事件については、従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。

○ 財務省告示第 104 号（平成 20 年 3 月 31 日）（抄）

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

I 総則（省略）

II 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1（省略）

2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

（6）法第 42 条（業務の制限）の規定に違反したとき。

違反行為に係る関与件数等に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止